

令和2年度和歌山県国民健康保険団体連合会事業計画

1 最近の情勢

○ 医療保険制度等をめぐる動き

- ・ 国保制度改革により、平成30年4月から国保運営の在り方の見直しと財政支援の拡充による財政基盤強化が講じられましたが、新たに医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図ることを目的に令和元年5月に可決・成立した「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」においては、オンライン資格確認の導入や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、審査支払機関の機能強化などが盛り込まれ、今後順次施行されることとなります。
- ・ 更に国は、少子高齢化が進み、ライフスタイルが多様となる中で、誰もが安心できる社会保障制度の構築を目指し、昨年「全世代型社会保障検討会議」を設置し、医療・介護を含む社会保障全般にわたる改革の議論を進めていくこととしました。改革を進めるにあたっては、健康寿命の延伸が重要課題のひとつとして挙げられており、今後、医療保険者には予防・健康づくり事業の一層の推進が求められてきます。

○ 保険者機能発揮によるデータヘルスの推進

- ・ 高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据えた社会保障・働き方改革の最大の課題として、誰もがより長く元気に活躍できるよう、医療保険者においてもレセプト・健診情報等を活用したデータ分析に基づき、地域の特性や加入者の健康状態に即した効果的・効率的な保健事業（データヘルス）を実施することが強く求められています。
- ・ 国保連合会においては、既に健診・医療・介護等の情報を連結させた国保データベース（KDB）システムを運用し、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業等データヘルスの推進による保険者機能の強化を支援していますが、今後は高齢者の特性を踏まえた保健事業等、新たな取り組みへの積極的な関わりも期待されており、引き続きデータヘルス改革の動向やICT化の進展等も踏まえつつ的確に対応する必要があります。

○ オンライン資格確認の導入

- ・ 医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して被保険者資格を一元管理することで、マイナンバーカードや被保険者証を用いてオンラインで資格照合等ができることとなる「オンライン資格確認」の導入が予定されています。（令和3年3月稼働予定）

このことにより、医療機関等においては診療時に確実な本人確認と資格情報の確認がリアルタイムで可能となることから、転職などで加入する保険者が変わっても新たな健康保険証の発行を待たずに受診できるほか、失効した健康保険証による過誤請求や保険者の未収金が大幅に減少すること等が期待されています。

- ・ またこのほかにも、「オンライン資格確認等システム」には、審査支払機関での再確認とレセプトの振り分けやマイナポータルを活用して特定健診や医療費・薬剤の情報を被保険者等に提供する仕組みを整備する取り組みが進められています。

○ 審査業務の充実・高度化への対応

- ・ 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）では「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づき、新しい審査支払システムの開発や審査基準の統一に向けたコンピュータチェックルールの整備、支部の廃止等組織の見直しといった改革に取り組んでいます。改正健保法の成立により、今後これらの取り組みが加速度的に進められることとなります。
- ・ 一方、国保連合会においても「国保審査業務充実・高度化基本計画」に基づき審査基準の統一化に向け都道府県間の差異解消等に取り組んでいるところですが、国保連合会と支払基金の審査基準の統一に向けては、厚生労働省、国保中央会及び支払基金の三者で構成する「審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議」において、国保連合会、支払基金それぞれの事例等に対し所要の検討を行い、統一的な判断基準を提示することとされました。
- ・ 支払基金改革等の動向は、国保連合会の業務・組織の在り方にも大きな影響を及ぼすものであり、今後も国保中央会と国保連合会が一体となり、審査支払業務改革に取り組んでいくことが必要となります。

○ 介護保険制度をめぐる動き

- ・ 介護保険制度については、高齢化の進展に伴うサービス利用者数の増加等により、介護給付費が著しく伸び続けている中、平成30年の法改正において自己負担額の見直し等の措置が講じられるとともに、国においては令和3年度に向けて、高額介護サービス費制度における自己負担額引き上げ等についての検討が行われています。これと併せ、第5期介護保険事業（支援）計画からスタートした地域包括ケアシステムの構築については、30年度からの第7期計画で更に深化・推進を図るとした上で、都道府県や市町村には地域の特性に応じた在宅医療・介護の連携の推進を一層求めるとともに、予防や健康づくりへの取り組みを強化することで、介護給付費の伸びの抑制を進めることとしています。
- ・ 国保連合会には介護給付費に係る審査支払業務の他に、これまで培ってきた知識やデータを活用して医療・介護のネットワーク化を推進するなど、予防・健康づくりへの取り組みを積極的に支援することが求められています。

2 事業運営

最近の情勢を踏まえ、国保連合会に求められている役割を認識し、令和2年度においては、特に以下の6つの基本方針に基づき、事業運営に努めてまいります。

(1) 国保データベース（KDB）システムの更なる活用促進と医療費等データ分析事業の充実

保険者努力支援制度等の評価指標である糖尿病重症化予防や適正受診・適正服薬指導をはじめとした各種保健事業においては、地域の状況把握や対象者の抽出、事業評価等を適正に行うため、国保データベース（KDB）システムの活用が推奨されています。このため本会では、国保中央会と連携して引き続き機能の充実に努めるとともに、操作方法や帳票の読み取り方法の習得等をテーマに、実機を用いた研修会を新たに開催するなど、システムの更なる活用促進を図ってまいります。

併せて、国保中央会主催の研修会への参加や他県連合会との連携等により、医療費等分析業務に従事する本会職員の

スキルアップに引き続き取り組むことにより、帳票（CSVデータ）の二次加工による分析資料作成支援等、データ分析事業の充実に努めてまいります。

（２）保健事業の推進

保険者が保健事業をデータ分析に基づく計画・実施・評価（PDCAサイクル）に沿って効果的に展開できるよう、保健事業支援・評価委員会による助言等を中心とした支援に引き続き取り組んでまいります。特に令和２年度は、平成３０年度からスタートした第２期データヘルス計画の中間評価時期となり、３年分の計画の進捗確認・評価とそれに基づく見直し作業が想定されることから、保険者との連携を密にし、計画的かつ効率的に支援してまいります。

さらに、昨年度に引き続き糖尿病性腎症重症化予防セミナーを開催するとともに、令和２年度から本格実施となる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への支援では、高齢者の保健事業セミナーを開催するなど、県及び後期高齢者医療広域連合との連携のもと、医療・保健・介護一体となった効果的な事業の推進に貢献してまいります。

（３）審査業務の充実・強化

令和２年度の診療報酬改定に向けては、全国説明会等に参加し、改定内容の習得並びに職員間での共有を図るとともに、改定内容をコンピュータチェック機能に確実に反映させるなど、的確に対応してまいります。

また、審査支援システム等の有効活用やデータベース化した審査関係情報を審査委員と共有すること等により、効果的かつ効率的な審査事務共助に努めるとともに、「国保審査業務充実・高度化基本計画」に基づき、引き続き国保中央会や他県連合会と連携して審査基準の統一を進めるなど、適正かつ公平な審査の実現に向け取り組んでまいります。

（４）基幹系システムの安定運用及びオンライン資格確認の運用開始に向けた対応

国保の基幹系システムである国保総合システム及び国保情報集約システムについては、開発元である国保中央会との連携を密にし、引き続き安定運用に努めます。

また、オンライン資格確認については、令和３年３月の運用開始に向け、国保総合システムとオンライン資格確認シ

システム等との連携のための各種システム改修を段階的に進めるほか、国保情報集約システムについても資格情報の連携テストを確実にを行い、円滑稼働を実現してまいります。

(5) 第三者行為求償事務の充実

国保中央会や他県連合会との連携を図りつつ、専門的な知識、経験を生かした損保会社等との過失交渉や第三者行為の対象・疑いレセプトの抽出等に引き続き取り組んでまいります。

併せて、本会への委託件数の拡大を図るため、求償事務の相談・助言をはじめ初任者向け個別研修や求償アドバイザーによる研修事業に取り組み、保険者における求償事案の発見及び事務の効率化に寄与するとともに、被保険者に対しては広報事業を通じ、効果的に傷病届提出義務を周知してまいります。

(6) 介護保険・障害者総合支援システムの安定運用及び障害介護給付費等審査業務の効率化の推進

令和2年5月に稼働を予定している介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムについては、開発元である国保中央会との連携を密に安定運用に努め、介護給付費等の適正化と保険者事務の効率化を推進してまいります。

また、平成30年度から開始した障害介護給付費等審査業務においては、引き続き迅速かつ正確な処理を行うとともに、台帳整備時のエラーや一次審査による警告・エラーへの対応の際、本会に登録されている台帳情報や請求情報を市町村等においても参照できる仕組みを新たに構築することで、審査業務の効率化を推進してまいります。

3 事業の概要

(1) 一般事業

事業項目	事業内容
ア 会務運営等に関すること	<p>会務の適正・円滑な運営を図るため、次の諸会議を開催するとともに関係会議に出席する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 総会 2回 (7月・2月) (イ) 理事会 (随時) (ウ) 監事会 1回 (7月) (エ) 理事長・副理事長・常務理事会議 (随時) (オ) 理事保険者課長会議 (随時) (カ) 国保中央会の諸会議 (随時) (キ) 国保近畿地方協議会の諸会議 (随時) (ク) 職員研修 (一般研修、職員派遣研修)
イ 協議会に関すること	<p>保険者における国保事業の円滑な運営に寄与するため、各種協議会等を開催するとともに関係諸会議に出席する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国保運営協議会会長会議並びに運営委員会 (10月) (イ) 国保事業充実強化推進協議会幹事会 2回 (7月・9月) (ウ) 国保事業充実強化推進協議会運営委員会 (9月) (エ) 県下都市国保主管課長会議 (4月) (オ) 近畿都市国民健康保険者協議会総会 (5月)
ウ 広報宣伝に関すること	<p>保険者への国保情報の提供及び広報活動支援のため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 機関誌「国保わかやま」の発行 (6月・9月・1月・3月) (イ) 「国保連合会ガイドブック」の発行 (6月) (ウ) 連合会ホームページによる各種制度及び本会事業に関する情報の提供 (随時)

事業項目	事業内容
(ウ) 広報宣伝に関すること	(エ) 健康づくり等啓発用冊子「国保のしおり」の作成 (2月) (オ) 国保新聞の配布 (カ) 保険料(税)収納率向上に対する支援 (キ) 特定健診受診率向上に対する支援
エ 調査・研究に関すること	保険者における各種事業の諸問題についての検討や、県主催の国保運営について協議をする諸会議に出席し、保険者のニーズに合った事業の内容等について調査・研究を行う。 (ア) 国保事務検討委員会の開催 2回 (5月・9月) <ul style="list-style-type: none"> a 国保連合会システム部会の開催 (随時) b 審査支払業務部会の開催 (随時) c 保健事業部会の開催 (随時) (イ) 和歌山県国保運営方針連携会議、作業部会への参加 (随時) (ウ) 「和歌山県の国保の状況」の作成 (1月)
オ 事業振興に関すること	保険者及び各関係機関と連携し、国保制度改善及び財政基盤安定化の推進運動を行う。 (ア) 国保制度改善強化全国大会への参加 (11月) (イ) 関係機関及び関係者への陳情 (11月)
カ 保健事業に関すること	保険者等が行う健康づくりを積極的に支援し、医療費適正化に寄与するため、次の事業を行う。 (ア) 国保データベース (KDB) システムを活用した保健事業の支援 <ul style="list-style-type: none"> a 実機を用いたKDBシステム操作研修会の開催 (9月) b システムを活用した医療費等データ分析に係る支援 (イ) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業による支援 <ul style="list-style-type: none"> a 保健事業支援・評価委員会の開催 (随時) b 研修会の開催 (5月) (ウ) 糖尿病性腎症重症化予防セミナーの開催 (9月) (エ) 高齢者の保健事業セミナーの開催 (随時)

事業項目	事業内容
(カ) 保健事業に関すること)	<p>(オ) 市町村における健康まつり等各種イベントへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> a 視聴覚教育用器材等の貸出し（随時） b 健康づくりパンフレットの配布 <p>(カ) 在宅保健師の会による健康づくり活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> a 特定健診未受診者対策等支援事業 b 健康相談、健康劇等による地域保健活動支援（随時） c 研修会の開催（7月・12月） d 会報「てまり」の発行（3月） e 在宅保健師による保健事業支援拡充に係る調査研究 <p>(キ) 保険者協議会との連携</p> <p>(ク) 国保診療施設連絡協議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> a 国保医学会総会・学術集会並びに国保直診在宅医療研究会の開催（6月） b 国保・介護主管課長並びに国保診療施設関係者合同研修会の開催（11月） c 全国国保地域医療学会への参加（10月） d 全国国保診療施設協議会地域医療現地研究会への参加（5月） e 都道府県協議会会長・協議会設置都道府県国保連合会事務局長合同会議への出席（2月） f 近畿地方国保診療施設協議会総会への出席（9月） g 国保直診医師の確保（随時） <p>(ケ) 市町村保健師協議会の活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> a 市町村保健師研修会の開催（5月・9月） b 市町村保健師研究発表会の開催（1月）
ク その他	<p>(ア) 県国民健康保険課及び関係団体との連絡調整</p> <p>(イ) その他、本会の目的達成のための必要な事項</p>

(2) 国保診療報酬等に関する事業

①国保診療報酬等審査支払業務

事業項目	事業内容
ア 審査業務に関すること	<p>国保診療報酬明細書等について、適正かつ公平な審査を行うとともに、審査結果状況データの分析、審査の基準となる資料のデータベース化等により、審査精度の向上や審査の充実・強化を図る。</p> <p>(ア) 審査委員会の開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 審査委員会・運営委員会・審査専門部会の開催（毎月） b 再審査部会の開催（毎月） c 常務処理審査委員による指導助言 d 柔道整復施術療養費審査委員会の開催（毎月） e 特別審査委員会への審査委託（毎月） f 社保・国保審査委員合同協議会への出席 <p>(イ) 審査の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> a 高点数診療報酬明細書の事務共助体制の充実 b 審査支援システム及びDPC点検システムによる効果的な審査 c 診療報酬明細書と調剤報酬明細書の突合・縦覧・横覧審査の強化 d 審査委員会との連携強化 e 国保中央会並びに国保近畿地方協議会等各種会議への出席 f 審査委員による専門研修等の実施 g 審査支払機関改革への対応（審査基準統一・コンピュータチェックルールの公開等）
イ 支払業務に関すること	<p>国保診療報酬等について、迅速かつ正確な支払を行う。</p> <p>(ア) 診療報酬等の保険医療機関等への支払</p> <p>(イ) 70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置に基づく、指定公費負担医療費の保険医療機関等及び保険者への支払</p> <p>(ウ) 債権譲渡等に係る支払</p> <p>(エ) 関係金融機関との連絡調整</p>

事業項目	事業内容
(イ) 支払業務に関すること	(オ) 診療報酬支払業務運営委員会の開催 (10月)
ウ システム機器更改に関すること	<p>レセプトオンライン請求システム及びデータ集配信システムの機器更改に当たり、次の業務を行う。</p> <p>(ア) データ移行及び運用テスト</p> <p>(イ) システム切替に係る調整</p>

②共同処理業務

事業項目	事業内容
<p>ア 保険者事務共同処理に関する こと</p>	<p>保険者に共通する事務を一元的に処理し、保険者事務の軽減及び効率化を図る。</p> <p>(ア) 一般業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被保険者世帯情報及び個人情報の登録 b 診療報酬明細書等の資格確認及び給付内容の点検 c 被保険者の給付記録 d 高額療養費算定に係る各種帳表の作成 e 高額医療・高額介護合算療養費に係る情報提供と各種帳表の作成（随時） f 各種統計資料の作成 g 事業状況報告書の集計処理 h 診療報酬明細書、調剤報酬明細書並びに訪問看護療養費明細書の画像化及び原本管理 <p>(イ) 特別業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a 医療費通知書の作成 b 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成（6月・12月） c 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の保険者レセプト点検 （介護給付適正化システムから提供される情報を活用した点検を含む） d 診療報酬明細書、調剤報酬明細書並びに訪問看護療養費明細書の資格確認による返戻処理 e その他保険者が必要とする資料等の作成 <p>(ウ) 国保情報集約システムで行う業務</p> <ul style="list-style-type: none"> a 被保険者資格情報の集約及び管理 b 高額療養費の多数回該当の判定 c 市町村間における情報連携 d オンライン資格確認等システムへの連携
<p>イ 重度心身障害児（者）医療費 に関すること</p>	<p>診療報酬明細書等に係る重度心身障害児（者）医療受給者の資格確認を行う。</p>

事業項目	事業内容
ウ 研修会等に関すること	保険者における事務処理を円滑に行うため、担当者向け研修会を開催する。(6月)
エ 療養費適正化の支援に関する こと	<p>保険者における療養費の支給の適正化に資する取組への支援を行う。</p> <p>(ア) 柔整算定状況一覧(往療料・3部位・頻回施術)の作成業務</p> <p>(イ) 療養費支給申請書の画像化処理(非原本)及びデータ管理業務 ※柔整、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう</p> <p>(ウ) 柔整療養費に係る往療距離の確認</p>
オ オンライン資格確認等システム に関すること	<p>オンライン資格確認等システムの導入に向け、次の業務を行う。</p> <p>(ア) システムの構築対応</p> <p>(イ) 各種システムとの連携及び運用テスト</p> <p>(ウ) システム導入に係る保険者等との調整</p>

③出産育児一時金に関する業務

事業項目	事業内容
出産育児一時金等支払業務に関する こと	<p>出産育児一時金等について、迅速かつ正確な支払を行う。</p> <p>(ア) 出産育児一時金等の保険医療機関等への支払</p> <p>(イ) 関係金融機関との連絡調整</p>

④保険者間調整に関する業務

事業項目	事業内容
保険者間調整業務に関すること	<p>被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金について、保険者の事務処理の負担を軽減するため、保険者における保険者間調整に関する精算業務を行う。</p>

⑤風しん抗体検査等費用に関する業務

事業項目	事業内容
風しん抗体検査等費用支払業務に関すること	風しん抗体検査等費用について、迅速かつ正確な支払を行う。 (ア) 風しん抗体検査等費用の保険医療機関等への支払 (イ) 関係金融機関との連絡調整

(3) 後期高齢者医療診療報酬に関する事業

①後期高齢者医療診療報酬審査支払業務

事業項目	事業内容
<p>ア 審査業務に関すること</p>	<p>後期高齢者医療診療報酬明細書等について、適正かつ公平な審査を行うとともに、審査結果状況データの分析、審査の基準となる資料のデータベース化等により、審査精度の向上や審査の充実・強化を図る。</p> <p>(ア) 審査委員会の開催等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 審査委員会・運営委員会・審査専門部会の開催（毎月） b 再審査部会の開催（毎月） c 常務処理審査委員による指導助言 d 柔道整復施術療養費審査委員会の開催（毎月） e 特別審査委員会への審査委託（毎月） f 社保・国保審査委員合同協議会への出席 <p>(イ) 審査の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> a 高点数診療報酬明細書の事務共助体制の充実 b 審査支援システム及びDPC点検システムによる効果的な審査 c 診療報酬明細書と調剤報酬明細書の突合・縦覧・横覧審査の強化 d 審査委員会との連携強化 e 国保中央会並びに国保近畿地方協議会等各種会議への出席 f 審査委員による専門研修等の実施 g 審査支払機関改革への対応（審査基準統一・コンピュータチェックルールの公開等）
<p>イ 支払業務に関すること</p>	<p>後期高齢者医療診療報酬等について、迅速かつ正確な支払を行う。</p> <p>(ア) 診療報酬等の保険医療機関等への支払</p> <p>(イ) 債権譲渡等に係る支払</p> <p>(ウ) 関係金融機関との連絡調整</p> <p>(エ) 診療報酬支払業務運営委員会の開催（10月）</p>

②代行業務

事業項目	事業内容
<p>後期高齢者医療広域連合から受託する代行業務に関すること</p>	<p>広域連合から受託する各種代行業務について、迅速かつ正確な処理を行う。</p> <p>(ア) 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の保険者レセプト点検業務 (介護給付適正化システムから提供される情報を活用した点検及び再審査提出事務を含む)</p> <p>(イ) 診療報酬明細書、調剤報酬明細書並びに訪問看護療養費明細書の画像化処理（原本）及びデータ管理業務</p> <p>(ウ) 医療費通知書の作成及び発送業務（5月・9月・1月）</p> <p>(エ) 資格・給付確認等その他業務</p> <p>a 診療報酬明細書等の資格確認及び返戻処理</p> <p>b 診療報酬明細書等の給付確認及び返戻処理</p> <p>c 療養費（一般診療、海外療養費、補装具、移送、生血）のデータ作成</p> <p>d 後期高齢者医療給付支給決定通知書の作成及び発送</p> <p>(オ) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成及び発送業務（8月・11月）</p> <p>(カ) 柔道整復施術療養費支給申請書の受付時画像データの作成業務</p> <p>(キ) 療養費支給申請書の支払業務（はり・灸、あんま・マッサージ）</p> <p>(ク) 柔整療養費に係る往療距離の確認</p> <p>(ケ) 柔整算定状況一覧（往療料・3部位・頻回施術）の作成業務</p> <p>(コ) 柔道整復施術療養費支給申請書の画像化処理（非原本）及びデータ管理業務</p>

(4) 特定健康診査等事業

事業項目	事業内容
<p>ア 支払業務に関すること</p>	<p>特定健診及び健康診査費用等について、迅速かつ正確な支払を行う。</p> <p>(ア) 特定健診及び健康診査費用等の健診機関への支払</p> <p>(イ) 関係金融機関との連絡調整</p>

事業項目	事業内容
イ データ管理及び処理業務に関すること	保険者等事務の軽減と効率化を図るため、データ管理や共通する事務について一元的に処理を行う。
ウ 研修会等に関すること	保険者でのシステムの円滑な運用並びに健診等データの有効活用に資するため、実機を用いた特定健診等データ管理システム研修会等を開催する。(7月)

(5) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

事業項目	事業内容
ア 第三者行為損害賠償求償事務に関すること	<p>保険者等における事務の軽減と効率化を図るとともに、医療費及び介護給付費の適正化を推進するため、第三者行為損害賠償求償事務について一元的に処理を行う。</p> <p>(ア) 求償事務の相談及び助言 (イ) 自賠責保険、自動車保険及び自動車共済に対する求償事務 (ウ) 個人賠償責任保険等加入者(加害者)に対する求償事務 (エ) 加害者直接求償に係る事務 (オ) 第三者行為の対象となる診療報酬明細書(写)及び調剤報酬明細書(写)の抽出 (カ) 抽出した対象明細書等における第三者行為による負傷点数の抽出し及び決定 (キ) 第三者行為(交通事故)の疑いがある診療報酬明細書(医科・歯科)の抽出及び被保険者等あて負傷原因調査票の作成・送付</p>

事業項目	事業内容
(ア 第三者行為損害賠償求償事務に関すること)	<p>(ク) 後期高齢者医療に係る損害賠償求償事務（広域連合から受託する代行業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> a 求償事務の相談及び助言 b 自賠責保険、自動車保険及び自動車共済に対する求償事務 c 個人賠償責任保険等加入者（加害者）に対する求償事務 d 加害者直接求償に係る事務 e 第三者行為の対象となる診療報酬明細書（写）及び調剤報酬明細書（写）の抽出並びに広域連合標準システムへの登録処理 f 抽出した診療報酬明細書等における第三者行為による負傷点数の抜出し及び決定 g 第三者行為（交通事故）の疑いがある診療報酬明細書の抽出及び被保険者等あての給付制限照会書の作成・送付 <p>(ケ) 第三者行為傷病届に係る取り決めの更新</p>
イ 研修会・広報に関すること	<p>保険者等における求償事務処理を円滑に行うため、研修会の開催や広報による支援事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 保険者個別研修の実施 (イ) 保険者研修会の開催（10月） (ウ) 求償事務の手引き・参考資料の作成（9月） (エ) 第三者行為による傷病届提出促進に関する支援

(6) 介護保険事業

①介護給付費等審査支払業務

事業項目	事業内容
ア 審査業務に関すること	<p>介護サービス事業所等から請求される介護給付費明細書等について、適正かつ公平な審査を行うとともに、介護保険事業を円滑に行うための会議を開催する。</p> <p>(ア) 介護給付費等審査委員会の開催 (毎月)</p> <p>(イ) 会議の開催</p> <p> a 介護保険市町村担当者説明会の開催 (6月)</p> <p> b 介護保険等事務検討委員会の開催 (11月)</p> <p> c 介護保険・障害者総合支援システム部会の開催 (随時)</p> <p>(ウ) 統計資料の作成</p>
イ 支払業務に関すること	<p>介護給付費等について、迅速かつ正確な支払を行う。</p> <p>(ア) 介護 (介護予防) 給付費等の介護サービス事業所等への支払</p> <p>(イ) 債権譲渡等に係る支払</p> <p>(ウ) 関係金融機関との連絡調整</p>

②共同処理業務

事業項目	事業内容
ア 介護保険者事務電算共同処理に関すること	<p>保険者に共通する事務を一元的に処理し、保険者事務の軽減及び効率化を図る。</p> <p>(ア) 要介護認定更新支援処理</p> <p>(イ) 償還払給付額管理処理</p> <p>(ウ) 介護給付費通知作成処理</p> <p>(エ) 高額介護サービス費支給処理</p> <p>(オ) 各種支払支援処理</p> <p>(カ) 主治医意見書料支払処理</p> <p>(キ) 事業状況報告作成処理</p>

事業項目	事業内容
(ア) 介護保険者事務電算共同処理に関すること	(ク) 介護給付費縦覧点検処理 (ケ) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給処理 (コ) その他保険者が必要とするもので連合会が認めた資料の作成処理（第三者行為求償突合リストの作成）
イ 介護給付適正化対策に関すること	保険者が行う適正化事業の充実と事務軽減を図るため、次の事業を実施する。 (ア) 医療情報と介護給付費明細書の突合点検 (イ) 介護給付適正化システムによる情報提供 (ウ) 介護給付適正化システム活用保険者個別研修の実施

③苦情処理業務

事業項目	事業内容
介護サービスの苦情処理に関すること	利用者・家族からの苦情や相談を受け、介護サービスの質の向上に関する調査並びに介護サービス事業者等への必要な指導及び助言を行う。 (ア) 苦情・相談の受付 (イ) 介護サービス苦情処理委員会の開催（随時） (ウ) 「介護サービスに係る苦情・相談事例集」の作成（10月）

④特別徴収等経由機関業務

事業項目	事業内容
ア 保険料の年金からの特別徴収等経由機関業務に関すること	介護、国保及び後期高齢者医療に係る保険料（税）の特別徴収等に関する情報の授受を円滑に行う。
イ 要介護認定等情報経由業務に関すること	要介護認定等を行った者に係る要介護認定等情報の授受を円滑に行う。

(7) 障害者総合支援事業

①障害介護給付費等審査支払業務

事業項目	事業内容
ア 審査業務に関すること	<p>障害福祉サービス事業所等から請求される給付費等の請求情報について、適正かつ公平な一次審査（受付審査等）を行い、市町村等における審査事務（二次審査）が効果的・効率的に実施できるよう努めるとともに、障害者総合支援事業を円滑に行うための会議を開催する。</p> <p>(ア) 一次審査結果資料の作成・提供（毎月）</p> <p>(イ) 会議の開催</p> <p> a 障害者総合支援市町村等担当者説明会の開催（随時）</p> <p> b 介護保険・障害者総合支援システム部会の開催（随時）</p>
イ 支払業務に関すること	<p>障害介護給付費等について、迅速かつ正確な支払を行う。</p> <p>(ア) 障害介護給付費等の障害福祉サービス事業所等への支払</p> <p>(イ) 関係金融機関との連絡調整</p>

②共同処理業務

事業項目	事業内容
障害者総合支援市町村等事務共同処理に関すること	<p>市町村等に共通する事務を一元的に処理し、市町村等事務の軽減及び効率化を図る。</p> <p>(ア) 高額障害福祉サービス費支給処理（施行令第四十三条の五第六項）</p> <p>(イ) 地域生活支援事業審査支払処理</p> <p>(ウ) 特例介護給付費及び特例訓練等給付費審査支払処理</p> <p>(エ) 特例計画相談支援給付費審査支払処理</p> <p>(オ) 特例障害児通所給付費審査支払処理</p> <p>(カ) 特例障害児相談支援給付費審査支払処理</p> <p>(キ) 統計資料作成処理</p>